

第15回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成27年6月8日（月）

午後2時～4時15分

大手公民館 視聴覚室

出席委員12名（欠席委員3名）

荒牧委員、西森委員、豊嶋委員、小林委員、笠原委員、黒田委員
蟻川委員、平塚委員、柳澤委員、若狭委員、江原委員、岡田委員

会長あいさつ

第1期の「こどもにやさしいまちづくり委員会」ができて、2年が経ちました。この間、松本市の「子どもの権利条例」に基づいて、この条例を、いかに松本の子どもたち、市民に届けるか、具体化するか、ということについて、熱心な議論をしていただきました。

その一つの結果がお手元にある「こどもにやさしいまちづくり推進計画」で、これは、条例もそうですし、計画もそうですけれども、出来ただけでは意味がなくて、いかにこれを効果的なものにしていくかということが求められています。

みなさんも、色々なことで心を痛めていると思いますけれども、「子どもの権利」の総合的な条例を、初めて作った川崎市で、ああいう痛ましい中学校1年生の事件があり、また、愛知で事件があり、こういう状況の中で、いかに子どものSOSとか、子どもたちが、少なくとも、何らかの形で、こういう条例を持っているところの、様々な機関なり取り組みに関われるようにするということが、非常に重要だと思います。

いじめ防止対策推進法に基づいているいじめの問題とか、さらに子どもの貧困対策推進法とか、法律とか施策とかいうのは、色々な形でやられますが、本当に子どもにとって必要なものは何なのかということについて、この条例の実施の中で考えてきた。引き続きこの委員会でも、そういうことを考えていかれるような委員会になれば良いなと思っています。

松本は、「こどもにやさしいまち」を目指しています。つまり、子育てがしやすいまちというだけではなく、子ども自身が育ちやすいまち、子ども自身が力を持って育っていかれるという両方を、総合的、継続的に進めるということです。

よく日本一子育てがしやすいまちというのを目指す自治体がありますが、松本市は、それと同時に子どもが育ちやすいまち、子ども自身が育っていく、そういうまちというものを目指している。その意味でこの条例が、基礎になる。そのような条例の実施ということについて、条例の機関としてこの委員会が担っている。ですので、ぜひ、この第1期の委員会の終わりに相応しいような議論をしていければなと思っています。今日もよろしくお願いたします。

司会 ありがとうございます。それでは続きまして、自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員、事務局自己紹介】

司会 それでは会議に入ります。条例の施行規則16条により、会長が議長をお願いします。

会長

今日は総括をやることになっている。この委員会は、自由に意見を言って構わない。色々な呼ばれ方をされているだろうが、とりあえずお互いのことはさん付けで議事をすすめる。

少しだけ、この委員会について説明をすると、この計画書の最後に、「松本市の子どもの権利に関する条例」が載っている。子どもの権利、子どもを主体において支援していこうという総合的な条例を作っている自治体が三十幾つかある。その中でも、松本市の場合は、「松本市のすべての子どもにやさしいまち」を目指している。そのまちとはどういうまちかということが、1から6に掲げてある。そのことが、この計画の基本におかれている。

この計画を作るうえで、この委員会の意見を聴くということになっている。この委員会については、条例の23条にある。こういう施策では、総合的にとか継続的にとか、ここにはないが、重層的とかいう言葉がキーワードになる。それぞれ教育とか、医療とか福祉とか限定せず、総合的に、しかも途中で切れることなく0歳から18歳まで継続的ということ。それから、重層的にというのは、単に子どもだけではなくて、保護者や保育士や教育職員や地域の人といった、子どもに関わる全ての人を合わせて支援していく。だから、「子どもにやさしいまち」というのは、すべての人にやさしいまちで、子ども支援というのは、単に子どもだけではなくて、その子どもに関わる人たちに対する支援も含めて考えていく。

と同時に、この重層というのは、そういう意味の重層だけではなくて、松本市だけでやってしまうことは結構ある。家庭や学校、地域、県、国、国際社会と重層的な形で、取り組みを進めるということ、総合的、継続的に推進するということ。

こういうまちづくりをどういう風に進めていくか、と同時に、この条例に基づく施策というものが、どこまでやっているのかということについて、検証していく。

評価という言葉を意識的に避けて、検証という言葉を使うのは、現場の人たちとともに、これがどういう風に実施できているのかということについて、一緒に考えたり一緒に悩んだり、一緒に課題を共有し、次に進めていこうとするので、敢えて評価という言葉を使っていない。

一般的には評価である。評価基準を決めて、それにABCとかつけて、どこまで出来ているというやり方をするのではなく、現場の声や状況を踏まえながら進めていく。その現場の一番の大元は子どもたちだ。

行政の方は、毎年事業評価というのを、PDCAのサイクルでする。

それはそれでしてもらって、私たちはそれを念頭におきながら、子どもにどう取り組んでいくかということについて検証する。

この検証のあり方については、今年はまだ計画ができたばかりだから、来年度以降、施策がどう進展しているのか見ていく。

こういう計画を、総合的、継続的に推進すると同時に、実施状況の検証をするのが、この委員会の主要な役割だ。当面は条例の実施だが、条例をさらに具体化した推進計画がどこまで進展しているか見ていく。

自治体の子ども関係の施策の大部分は、子育て支援策だ。この子育て支援策というのは、どこまで子どもに届いているか見なければ、単に産めよ増やせよ政策に終わってしまう。その分がどこまで子どもに届いているのか見ていく。と同時に、どうしても子育てというと、保健とか福祉の仕事になり、教育の問題が外れることが多い。学齢期になると、もっぱら教育政策、教育行政になってくる。

皆さん、子どもの問題に関わる時、子育てに関わる時に痛感していると思うが、福祉が下支えをしないで教育が成り立つ現状にはない。

教育のところから、いくらアプローチしても、学力をつける基盤が崩れている状況の中で、さあ学力をつけろと言っても、国の政策にはそういうのがあるが、上手くいかない。

それを、松本の場合は総合的に進めていこうとしている。しかも、それは、まちづくりという観点でやっていこうとしている。人がともに育っていくまち、そういうまちづくりにしていこうと、「子どもにやさしいまち」はユニセフが使っている言葉だが、この概念を元に進めていく。

この計画の18、19頁は、委員と市とが協議しながら作られた基本理念だ。

基本目標として、1から6は、条例の前文にある松本市が目指す「子どもにやさしいまち」ということを掲げている。

20、21頁で全体的な、特に20頁で基本的な理念、基本目標、大きな施策の方向を6つあげ、更に7つめに子どもの育ちや子育て支援、子どもに関わる人たちの支援を含めてやっていくという7つの施策の方向性を打ち出して、より具体化していこうということだ。

第1期は今日で終わって、次回からは第2期に入る。2015年は、第2期の子どもの権利委員会の人たちが中心に、この計画の推進と検証をやっていく。

当面は、計画ができたばかりで、これからいろいろな形で、行政の人たちを含めて取り組みをする。

このことも、ずいぶん委員会で検討したが、こういう計画は行政だけがやればよい、議会だけが進めればよいというものではなくて、市民の皆さんとともに、関係機関の皆さんとともに、これを実現していくということを念頭においたうえで、この施策の1から7をどのように推進していくのかという議論を、この委員会で進めていく。

来年は、検証というものを進めていくことになると思う。

20頁以降を見ていただくと、「子どもの命と健康を守り大切にする環境づくり」という施策の方向の1については、こんにちの松本は、「健康寿命延伸都市」という政府の標語にも先駆的な自治体なので、施策の方向1をどうやって推進するか、このまちづくり委員会にあえて出さなくても良いだろう。もちろん検証はするが、そんなに委員会も開けるわけではないので、施策の方向2から、順次、どういう風に推進していくか見ていけばよい。施策の方向7については、再チャレンジをしていく。関係作りとか、どういう風に推進するか見ていくのだが、子育て支援に関わっている部分については、すでにもうやられていることだから、方向2の普及、学習、それから方向3の相談、救済、方向4の意見表明、参加、方向5の居場所、方向6と7の幾つかの部分。

この年度の後半頃については、いま、松本が改めて地域の再生に取り組んでいることについても、一定の取り組み状況がある程度見えてくると思う。それと一緒に、その中で子どもがどういう風に続いていくのかということについて検討していく。

基本的には、1回に一つのテーマを推進する。今日は資料にある、広報・普及・学習についてやる。これは前回少しやったから、やりやすい。相談・救済以降、次からやっていく。

行政も忙しい中、保育課や教育委員会からも来てくれている。関係部署に来てもらって、どういう風に推進するかということについて、一緒に考えていきたい。

本当は、市民グループの方にも一緒に考えてもらうのが良いが、昼間に委員会を開いて傍聴が出来るかと、ある人に言われた。その通りだ。昼間出来る人と夜しか出来ない人がいて、なかなか難しい。出来れば、こういう計画というのは市民にも知ってもらって、市民あるいはNPOがどういう風にこういう計画の実施に関われるかということ、ともに考えていくことも重要だと思っている。

基本的には、「まちづくり委員会」は、計画の推進と検証、この年度は推進をどのようにしていくかということ。やり方としては、施策の基本理念、基本目標を具体化した、方向のところの一つずつ検討していく。検討するときは、我々は常に総合的な視野に立って行う。

広報・教育というところで、それだけを見るのではなく、そのことが相談・救済にどう結び付くのか。

この条例は、5条と6条に、子どもの権利の普及・学習への支援とある。と同時に、12条に、子どもの意見表明・参加を推進するとある。子どもたちが必要な情報を得られる、と同時に、子どもたちが必要な情報にアクセスできるという規定を入れている。これは、こういう条例には非常に珍しい規定だ。でも、意識してみると、子育てでも何でもそうだが、必要な人に必要な情報が届いているか？

必要な人に必要な情報を届けたいということを、一生懸命やっているが、それが相応しい形で届けているか、と同時に、その人側から見たときに、自分が必要な情報に、非常に容易に、しかも得やすい情報にアクセスが出来るかという、なかなかそうになっていない。

子どももそうだ。子どもが必要な情報を子ども自身がアクセス出来ない。大人が、これは子どもに必要な情報だとして提供していることが多い。

だからこそ、12条にわざわざ情報の問題を入れた。この広報・普及と学習には、12条も関係している。

あと、18条の2項で、公的な第3者機関を作って、子どもたちのSOSを受け止めて、効果的な救済に結び付けるという貴重な取り組みをしている。

この18条2項では、擁護委員は「その活動状況など」と、単に活動状況ではなく実際の擁護委員制度も含め、活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表しますとしている。

さらに、22条の3項に、市は推進計画およびその進行状況について、広く市民に公表しますとある。

後で報告があるかもしれないが、推進計画の子どもバージョンを作っている。

単に5条6条だけじゃなくて、12条の意見表明や参加、あるいは相談・救済、さらに、この計画に関わって、ちゃんと広報したり、情報を得られたりということを入れている。

そういうことを含めて松本市の条例においては、情報を共有していこうとしている。第1期の委員会では出来なかったが、そのうち「松本市子ども白書」というか、「松本市子どもレポート」か、子どもたちの実態、行政や園や学校や機関の取り組み、市民の取り組み、そういうのが一つにまとめたものを作って、必要な情報とか現状認識とか、取り組みとかを共有しながら、まち全体で子どもの支援に当たっていくことを、ぜひやりたい。

そういうことも、情報というものを重視している部分の一貫である。

少し余分なことも話したが、基本的に計画の位置づけというのは、大体良いだろうか。それから、この委員会がどういうことをするのかということも良いだろうか。この第1期の委員会の一番最初にも言ったが、この計画がきれいな計画でなくても良い。せつかく委員になった人たちの特徴が、少しくらい表れても全く構わない、ということだ。

だから、今後の問題もそうだが、せつかく委員になったのだから、これまでの経験とかいまの認識とか、あるいはこういうことをしているという活動の経験とかが、活かされるような委員会の運営をしていかれればと思っているので、そのつもりでやっていただきたい。

条例と計画、計画とこの委員会の関係はよろしいか？本題に入らないといけませんが、委員から補足することはあるか？ あとは、振り返りの時に意見を出しあって、第2期の委員会の活動に生かしてもらえば良い。

それでは、第1の議題で、計画は作ったが、どう実施事業にしていくか、より具体化することが重要である。そのことについて、事務局から説明してほしい。

事務局 資料1の説明をします。

お手元の「松本市の子どもにやさしいまちづくり」推進計画に伴う実施事業をご覧ください。前回、第14回のまちづくり委員会で、事務局の方から、推進計画に伴う実施事業を各課に照会しているので、次回まとめ

て表にして配るということでした。3月中に庁内関係各課より具体的な実施事業について集約したものを整理してありますが、4月に組織替えがあったこともあり、今現在最終的な確認をしているところです。

本日お配りしたのは、現段階での集約中のものになります。そのため、各課からの報告により、内容が若干変更されていることをご了承ください。

中の構成についてご説明します。たとえば、今日は推進計画の2のところをやっていきますので、この冊子の23頁、24頁のところを見ていただくと、いくつか番号がふってあります。

最初に211とふってあります。これは、施策の方向2の推進計画1の1番目の項目ということで、各課で具体的に行っている事業についての説明です。

同様に、212というのは、推進計画1の中の2番目の項目、213というのは3番目の項目というように整理してあります。それから、事業の前についている番号については、すべて1から通し番号をふってあります。

それぞれ、今、各課の方に照会を行っていきまして、たとえば、23頁、212の72番目、「松本市子どもの日事業」につきましては、平成25年度実施事業と31年度目標事業として載せてあります。

そうしたことで、各課で行う具体的な実施事業について、この推進計画に基づいて、どう整備して進み具合はどうなっているか、ということがわかるように、こうした表を作っています。この資料については、以上です。

議長 何か質問はありますか？ これが確定するのは何時ですか？

事務局 いま集約をしていて、集約が終わって、内部の方で決済が取れば確定します。6月の終わりから、7月のあたまくらいには出来ます。

議長 確定したら、また委員に配ることになる。日付を入れておかないと分からなくなる可能性がある。これは、暫定のものということになる。よろしいか？ 今日については、この案の23Pからの部分も合わせて検討することになる。もし質問がなければ、今日の主要議題である施策の方向2の「子どもの権利の普及と学習支援」について、協議に入りたい。事務局から説明してください。

事務局 今度は資料の2を使ってご説明します。

施策の方向2の「子どもの権利の普及と学習支援」に関する事業の実施状況というところになります。

まず、「子どもの権利の日」の事業についてですが、条例に定める「子どもの権利の日」を中心に、この間、フォーラムを開催してきました。平成25年度26年度の対応については記載のとおりですので、ご覧下さい。

今年度の予定としましては、11月29日に開催を予定しております。

この中では、今年の1月から開催をしています「松本子ども未来委員会」で、子どもたちが話し合った松本のまちづくりについて発表をする予定です。

この委員会は、ご承知のとおり、小学校5年生から高校3年生までの38人の委員で構成され、これまでに1月、3月、5月と1回ずつ計3回、委員会を開催してきました。

5月以降は、毎月1回開催をしていく予定で、今後はこの「未来委員会」の中で考えた3つのテーマ、「まちを良くすること」、「自然のこと」、「まちのPRのこと」について話し合っていく予定です。

子どもたちは、市内各地から参加をしていて、中心市街地に暮している子どもから、合併各地区から参加している子どもまでいて、まさに、地域や学校の壁を超えた幅広い子どもたちが集まっています。

この委員会で話し合った「自分たちが考えた松本のまちづくり」というものについて、「権利の日」事業で発

表する予定になっています。その他の内容については、今後検討していく予定です。

次に、2番目の「子どもの権利の紙芝居」についてですが、この後、皆さんに回覧しますのでご覧ください。

これまでの経過としましては、平成25年度に、松本市子ども部の職員で構成するプロジェクトチームが、「みんな大事」という紙芝居を作りました。

これは、子どもたちに「子どもの権利条例」の理念をどのように伝えていくかということを話し合っ、理念の2番目「どの子も愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校や地域などで安心して生きることができるまち」をテーマにして、紙芝居を作りました。

平成25年度の「権利の日」の事業で発表したほか、市内の保育園、幼稚園などで活用しています。

この後の予定としましては、子ども部のプロジェクトチームで、新たな紙芝居について作成を検討していきたいと考えています。現在は子ども部の各課内で、プロジェクトチームのメンバーの人選を行っているところです。

また、「子どもの権利相談室 こころの鈴」の相談員による出前学習会も計画をしています。これは、子どもや保護者、子どもに関わる活動をしている方々に、子どもの権利の理念を色々な手段で伝えていくとともに、「子どもの権利相談室 こころの鈴」を広く周知していくことを目的として、計画しました。今年度は、相談室に室長を配置して、土曜日にも相談室を開設するなど、相談室の体制を充実させたため、広報活動にも力を入れたいと考えています。4月以降これまでに、民生委員児童委員協議会の児童福祉部会とか、子ども会育成会、それから補導員協議会、PTA 連合会などに、活用について相談をしてきています。

それから本日、委員の皆さんにお配りした資料の中に、「こころの鈴」ニュースがあるかと存じます。

これについては、相談員が手書きで、1枚目は小学生向け、2枚目は中学生向けに作りまして、現在、各小学校などを回りまして、周知活動とともに配っています。そういった取り組みを行っています。

3番目の「子どもの権利学習パンフレット」について、説明します。これまで、平成25年度、26年度に学習パンフレットを作成しまして、市内の小中学校へ配布して活用をお願いしてまいりました。

本日は26年度に配布した学習パンフレットを資料としてお配りしてありますので、ご覧ください。

この26年度の学習パンフレットの利用状況について、小中学校の先生方に調査を行いました。

この資料2の一番後ろに「利用状況調査」ということで、用紙がついています。平成27年の3月に市内の小中学校878クラスに配布をして、466件の回答がありました。

「利用状況調査」の結果概要については、この資料の3頁以降に記載があるのでご覧ください。

要点について報告をします。

まず利用状況については、授業で利用したという回答は、112件で約40%、授業で利用していないという回答は276件で約60%です。

利用しなかった主な理由は、複数回答になるので合計が合いませんが、記載のような理由となっています。

「冊子の内容が難しかったため利用しなかった」というのが多かったです。

次に、配布をしたときに、家庭でも読むように説明をしたかどうかですが、308件、66%が、家庭で読むように説明したと回答いただいています。

時間がなかったなどの理由で配布をただけという回答が124件、26%ありました。

3番目以降の項目については、調査結果文章での記述で、すべてを記述することは出来なかったもので、多かったり特徴的だったりした記述を並べてあります。

利用状況についての記載については、社会科の授業で扱ったとか、道徳の時間で扱った、人権の時間で扱ったなど、扱った授業について記載してあったり、配布をするときに、市の条例の目的を話したとか、そういった伝え方の記載がありました。

続いて利用した感想については、回答のあった内容を、良かった、難しかった、わかりやすかった、子どもたちの反応とか、その他というように分類をして、特徴的な意見を記載しました。

次に冊子に対する意見ですが、こちらについては回答の多かった内容を、良いという趣旨の意見であったり、難しいという趣旨の意見、それから内容に工夫が必要だという意見、それから冊子に対して否定的な意見、配布時期に対する意見、指導内容に対する要望、その他の意見といった特徴的な意見を記載しました。

説明が遅れましたが、それぞれ意見の後に()で、小4とか小6とか記載があるものは、回答していただいた先生の受け持ちの学年です。実際の子どもさんが回答したのではなくて、クラス担任の先生の回答です。

資料の2頁に戻ります。こうしたアンケート結果から見える課題としましては、配布時期に関しましては、25年度は10月、26年度は4月と1月ということで、なるべく早く欲しい、人権月間に合わせてもらえるとうありがたいという意見がありました。

冊子の内容につきましては、1冊で小学校1年生から中学3年生までを網羅するのは難しいというような意見がありました。

冊子を分けて作成するというのも一つの方法ではありますが、前半の報告でもありましたように、低学年や中学年には紙芝居といったものを利用して、子どもの権利の理念を伝えていく方法もあるので、手段と方法についても検討していきたいと思っています。

また、活用いただく先生方への趣旨の説明だとか、活用方法の説明についてですが、丁寧な説明を求める意見、指導案が欲しいという回答もありました。これについても手段と方法を検討していきたいと思っています。

それから、少数の意見ではありましたが、権利と同時にそれに伴う義務も教える必要があるという趣旨の感想もありました。法に基づく権利と義務であったり、社会的な生活を送る上での倫理感とか道徳観、そういったものとの関係についても、条例の理念に対する理解を深めていく必要があると感じています。

これらを踏まえまして、今年度はこの利用状況調査による、こういう事業でこういう活動をしたら、子どもたちがこういう反応をしたという活用方法の一覧を作ったり、学校への提供方法を教育部との連携をして検討し、なるべく早い段階で作成と配布を出来るようにしたいと考えています。

最後に4番目の項目ですが、地域の子どもたちへの権利の普及活動について、地域の中で広く子どもの権利を普及していくために、学校や地域、市民の皆さんの意見に耳を傾け、より効果のある方法を検討していきたいと考えています。

これまでには、「松本子どもスマイル運動」に取り組んで、35地区の地域づくりセンターの他、町会連合会や補導委員協議会、子ども会育成連合会、民生児童委員協議会、PTA連合会などにも、この運動に対する理解と協力をいただいています。スマイル運動についても、今年度はさらに効果的に進めて広げていく方法など検討していきます。

事務局からの説明は以上です。

議長 紙芝居を回覧してもらっているが、作成の経緯とかを説明してほしい。

保育課 平成25年度に、子ども部の職員によるプロジェクトチームが紙芝居を作成しました。条例といっても、子どもたちに伝えるのは難しいので、どう伝えるかということ、他市の様子を調べたりして、紙芝居に決めたという経過があるようです。他市は、パンフレットとかDVDとか、お芝居を活用しているところがありました。子ども部の職員として、条例を知っていなくてはいけないので、市民とともに、市民にも知らせるために、紙芝居を作ることで、自分たちも理解を深めていこうという経過もありました。子どもたちにこの条例について、2番目の「どの子も愛され、大切に生まれ」という観点で、自分が周りからどんなに愛され大事に

されているのかということ、わかりやすく知らせていく内容に、プロジェクトのメンバーが考えました。

主人公が保育園で体調が悪くなって倒れてしまい、それをお友達が先生に伝えてくれて、先生が駆けつけてくれ、連絡を受けたお母さんも来て看病してくれて、保育園をお休みしている間も、お友達が心配して来てくれるという中で、自分のことを、こんなに周りの人が心配してくれているのだとか、友達がみんな助けてくれるのだとか、いろんな人が自分を大事にしてくれる。だから自分自身のことを大事にしていこうという、そういうことを伝えたいと考えました。

小さい子どもたちなので、そういう大人の思いというものが紙芝居を読むだけでは、伝わらないだろうけれど、友達がこんなに大事に自分のことを思ってくれているのだよと伝えていきます。

いまは、近隣の保育園でブロックを作って、一冊ずつ配布されていますので、一園で読み終わったら隣の園に回すという活用方法をとっています。

25年当時、たまたま私のいた保育園の職員がプロジェクトチームのメンバーで、他に絵の得意な職員が沢山いたことから、その園の職員がこの絵をかきました。その時は巡回して読んでいましたが、これからも継続してやっていかれたらと思っています。以上です。

議長 反応はどうですか？

保育課 年長さんだと、読み終わった後に担任が補足すると、「お友達が大事にしてくれてるね」とか、そういう気持ちは薄っすらと伝わります。年少さんだと、まだそこまでは伝わりません。「病気が治って良かったね」とかの捉え方になってしまうかもしれません。

学校指導課 今日頂いた、資料1の25Pのところ、学校の取り組みの221の78、79、80ですが、これまでもそれぞれの学校で取り組んできたことですので、81の子どもの権利の授業に学習パンフレットを使ったというところが、これからの課題になってくるかと思いますが、今まで、人権の教育のブロックが市内に五つほどあるのですが、そのブロックで活用をお願いをしております。前任者からもらっている資料では、簡単な指導案も、当時作られています、それがなかなか上手く広がっていないというようなことも考えられますので、これから考えていかれたらと思います。校長会などでも折に触れ、特に10月11月頃に学校で人権月間が仕組みられているので、それに合わせて実際にどの位活用しているのか、活用に向けての取り組みをお願いしている経緯もありますので、今後も続けていきたいと思っています。

それから、現在学校指導課で、いじめ防止等のための基本方針の策定に向かって、今まで5回ほど検討委員会も開いてきておりますが、子どもの権利条例がありますので、それを最大限生かす形で、「子どもにやさしいまちづくり」の理念を活かしていかれるような方針を考えています。もう少し内容が詰まってきたらお示できると思います。以上です。

議長 それでは、ここは時間をとりたいところです。

推進計画の24P25P、実施事業一覧の23Pから26Pにつきまして、より効果的に進めていくための取り組みをどうすすめていくか、議論をします。なにか質問等ありますか？

こころの鈴ニュースは、どういうところに配っていますか？

事務局 全小学生です。青い紙は中高生向けですので、これから配ります。

議長 これから、全中学生ですか？

事務局 そうです。

議長 手書きというのも良いですね。質問とか意見はありますか？はい、どうぞ

委員 「こころの鈴」ニュースですが、家の子どもも小学校6年生でもらってきましたが、学校からの配布物というか、連絡の紙の一枚とっていて、自分では読んでいないと思います。そこは学校が、自分で読んでから家を出すように言わないと、なかなか浸透しないと思います。

事務局 小学校は、校長先生にお会いして、こういう趣旨で、「子どもの権利相談室」が変わりました、ということをお伝えながら、先生方へもお願いしてきましたが、なかなか小学生に読んでほしいということが、伝わっていませんでした。まだ小学校を回っているので、そういうことを伝えながら、お願いしようと考えます。

議長 学校ではどうですか？

委員 先週、うちの学校にはお二方にお見えいただいて、「こころの鈴」ニュースとカードをいただきまして、お話しさせていただきました。子どもたちに、相談窓口があると、気軽にという語弊があるが、相談できる窓口だよということはしっかり伝えてほしいと言われたので、担任の先生たちには、子どもたちに配りながら、困ったことがあったら相談できる窓口があるよ、と紹介しながら配ってもらいました。

議長 ありがとうございます。なかなか、どう言うかという問題は難しく、おそらく、校長先生としてはそういう対応をしても、それを担任がどういうふう子どもたちに伝えるかということが問題ですね。

どう伝えているかまではコントロール出来ないですね。

実際に、私たちも学校の先生と話していても、「困ったことがあったら、まず自分に相談して欲しい」というのは良いと思う。でも、「自分に相談できないときは、こういうところがあるよ」という形で、もう一つ付け加えてくれると良いが、必ずしも「こころの鈴」のような第三者機関がすんなり学校に受け入れられるかという、そんなに簡単ではない。

自分たちの問題は自分たちで解決したいと、ずっと一生懸命思っているから。でも、子どもの実態からすると、なかなか担任の先生には出せないという現実がある。これはどこもそうで、子どもに合わせて、どこまで先生たちが子どもにちゃんと伝えられるかという。さきほど、委員さんがおっしゃったように、ほんのちょっと、先生がひとこと付け加えてくれて、こういうカードを渡されると、相談は増えるのです。確実に増えます。

それは子どもたちにはすごく良いことで、相談件数が増えるということは、決して悪いことではないのです。

この間、ああいう事件が起こっている。子どもたちが孤立していたり、子どもたちの中だけで、情報や考えが解決したりしていることが多いので、こういう時に、「こころの鈴」のようなところがあって、子どもたちがつながるということは、すごく良いことで、現に「こころの鈴」は、学校を無視して勝手に動くということではなくて、最終的に問題が解決するときに、学校の問題であれば、学校と協力しながら、という姿勢を持っている。

もちろん、学校と子どもが対立した時には、子どもの味方になる。そういうことなのですが、それは、最終

的には学校にとっても良いことです。

子どもの最善の利益、子どもにとって最も良い解決の方法は何かというところで「こころの鈴」は動くので、少なくとも、「こころの鈴」は相当前進してきていると思います。以前だったらカードだけ渡すところを、ニュースも渡すというようになってきたので、さらに、これをより定着させるために、どういうふうに「こころの鈴」について広報していくのか、ということについても、推進計画の中に入っています。ぜひともご意見をいただければと思います。

委員 「こころの鈴」ニュースは、ホント手書きで、会長がおっしゃる様に、ルビも振ってあるし、読みやすくなったと思いますが、ほんのちょっとしたことで、たとえば、冒頭に、「小学生のみなさんへ 読んでね」と入れるとか、あるいは、中学生に対しても、ゲーム感覚で、迷路になっているとか、そういう要素が冒頭にあるとか、しりとりになっているとか、マンガになっているとか、あるいはクイズになっているとか、そんなような仕掛けがちょっとあると、読むきっかけになるとと思います。

議長 良いですね、いろいろなアイデアが浮かんで。おそらく「こころの鈴」もそうだと思いますが、子どもたちに意見を聴くことになると思うので、どういうふうにしたら読んでみたいか、というのがないと良いですね。

以前から出ているように、このパンフレットが学習支援の材料になるのですが、これは、このアンケートにもありますが、少なくとも小学校の低学年には、とても無理なパンフレットで、低学年向け、高学年向け、中学生向けとしていますが、ここは思い切って、それぞれのパンフレットを作るというくらいのことをしていかないと、せっかくのパンフレットが非常に中途半端になる恐れがあります。

こういうパンフレットもそうですし、松本市のホームページに広報物が載って、それがダウンロード出来るとか、特に資料集なんかはそうで、実践例がいろいろ載るのを、自分に合っているものをみつけて、自分で修正して使えると、現場の先生はすごく楽だと思います。

お金もそんなに要りませんし、ホームページの容量の問題だけですけれど、たぶん、松本市の教育委員会のホームページは十分余裕があると思います。

せっかくのホームページをもっと活用できるようにするとか、今後、デジタル教科書とかになった時には、もっとインターネット上のものを活用する時代になってくるので、冊子はお金が掛かりますよね、色々な意味で。こういう予算も限られるとなると、もっとそういうものを使うということもあると思います。

いずれにしても、ほかの皆さん、なにか広報物からその他のところで、これから計画を推進するうえで、気が付いたことがありましたら出してください。どうぞ。

委員 「こころの鈴」ニュースは、年1回の発行ですか？年に何回か発行する計画がありますか？

事務局 年に3回くらいを目安に頑張っていこうと思っています。

委員 第1回は、「こころの鈴」ご案内という感じですね、そうすると、第2回、第3回ともう少し深い内容になりますか？「こんな相談が出来るんだ」とか、そんな内容ですか。

事務局 とにかく、「いろいろな相談をして良いんだよ」ということを伝えられるようにしたいと思っています。

その中から、相談・救済という形が出てくれば良いと思いますが、入り口は広く、皆さんにわかっていただ

く、子どもたちにわかっていただく、と考えています。今後はまだ、どういう形にするかは決まっています。

委員 年1回だと、もらった後捨ててしまって、自分が困った時に思い出しても、捨ててしまって、どこに相談して良かったかわからなくなってしまう。そういう時に、自分で探せるきっかけになる、たとえばポスターなどが学校の保健室に置いてあって、思い出せるというようなことがあると良いと思います。

議長 良いですね

委員 会長のところには、カードが袋に入っていましたね、そういう形で配られたのかと思いました。

事務局 申し訳ありません。あれは、子どもまつりで、保護者やお子さんに配ったものです、学校では、バラで配っています。

議長 今のご意見で、保健室に行けばカードがあつて、もらえるとか、そういうことは出来ますか？

事務局 今はそういった取り組みはしていなくて、クラスで先生方にカードを配っていただいています。今のご意見をいただいて、保健室にカードとニュースを置くということも、ぜひ検討していきたいと思います。

議長 思ったのですが、条例はいろいろ盛りだくさんですね、その中に子ども自身にとって一番必要そうな、救済を求める、SOSを出すということを、毎回ひとつだけクローズアップしてシリーズで作っても良いと思います。そういうのが、まとまって学校じゃなくても、公民館や児童センターにあつても良い、どこでも良い。要求ばかり多くてすみません

委員 室長ともお話をして、「はぐルッポ」でもこのチラシを置かせていただいて、「こういうところもあるんだよ」って、「自分に合ったところを探すのが良いよ」って紹介しています。

いろいろな支援をしているところをつなぐ、つながっていくことも大事なので、そういうところをつなげて、いろいろなところに置いていかれると良いと感じます。

それと、さきほどのネットの話ですが、子育てのポータルサイト「はぐまつ」がありまして、「はぐまつ」の中には、条例とかも載せてあり、あるいは図書館で、おはなし会が「こんなものやりますよ」と「こんなことやりましたよ」ということを写真入りで載せているので、こういったことも載せると良いと思うので、ぜひ利用していただいて、このお便りもスキャンすれば、いくらでも載せられるので、そういうのも活用していただければ良いと思います。

議長 いろいろ良いアイデアが出てきますね。配布の時期はやっぱり、この間の「こころの鈴」の相談の時期とか見ればよいと思いますが、よく言われるのが、学校の先生たちと協議して、教育委員会と協議すれば良いですが、やはり夏休み明けにあると、ずいぶん違いますね。大きな休み明けのところでは、学校の先生たちも非常に慎重な対応をとる時期で、そういう時期は子どもたちの相談も多くなったりする。だから、どういう時期に配布するかということは、ぜひ考慮してください。

あと、いろいろな場所においてあって、先生やスタッフが、「こういうのがあるよ」と渡せるようなストックがあるとずいぶん違いますよね、ぜひ検討してください。

前からずっと注文を付けているのは、子どもたちの名札カードに入る大きさにして欲しい。これだと入らない。名札に入る大きさにして欲しい。名札の裏とか、目につくところにあると違います。

よく言われるように、イギリスの相談窓口である「チャイルドライン」は、公衆電話に必ず電話番号がある。

だから認知度がすごく高い。何かあった時にはつながる。つながるということは、決定的に重要です。

そういう意味では、時期とか、関係のある人たちがすぐ渡せる状況を作るというのは、そんなにお金もかからないで出来ることですので、ぜひ検討してください。内容については、先ほど言われたような工夫をしていただければと思います。

ずいぶん前進してきているので、さらに子どもたちに見合った形になれば良いと思います。

他に何かありますか？どうぞ

委員 3点あります。まず、行動計画案の24P、意見をして変わるものかはわかりませんが、214番「子どもの命や子どもの権利に関する資料を収集し活用します」のところで、いま現在、各館でやっているおはなし会のみが書かれていて、資料活用という目標に対して、これで良いのか？という疑問が一つ。

次に、215に関してですが、「子どもの権利に関する絵本を作成し」ということで、いま、実施準備に入って、31年度、配布目標ということですが、松本市でアルプちゃんの絵本の2冊目が出たばかりで、今回は公募で、私も選考委員に加わっておりましたが、公募のお話で、選考の場で議論されたのは、市に「子どもの権利」条例が出来たので、「アルプちゃんといのちちゃん」というタイトルの絵本が選定され、絵本になったところです。

おはなしの会連絡会の各団体にも1冊ずついただいて、大変喜ばれて、「読みたいわ」とおっしゃっているメンバーもいました。

その選考に関わったから余計に思うのですが、絵本を作る段階で「いのち」だとか「子どもの権利」だとかいうことに関する専門家の意見やあるいは、多分図書、本というものに対して造詣のある人を入れていただくと、本の出来も変わってくると感じて、すごく一生懸命に作っていただくからこそ、素敵なものが出来ると良いので、ぜひ専門家の意見を取り入れてほしいというのが2点目です。

最後が26Pの225、226です。225の「子どもの権利の学習支援」は、学校や児童センターで、学習支援をします。これは、出前講座だけでなく、と書いてあるので、市としてやることだと推察しましたが、講座回数4回というのは、どういう意味ですか？

続けて226番は、民間団体等と連携を図りながらと書いてありますが、225番と同じように書いてあるので、民間の活用に対しても目標が示されると良いかと思いました。

自分たちの団体が、小学校で「命の絵本」を展示し、ブックトークをするということに、2年ほど取り組んでいますので、興味のあるところですが、以上です。

議長 関連してご質問とかありますか？なければ、事務局の方から

事務局 214番の図書館の活用の件ですが、出席する予定だった中央図書館の職員が業務の関係で欠席しております。ただ、この委員会でもいただいたご意見は、担当部署には伝えます。

確かに、「アルプちゃんといのちちゃん」も資料の一つにはなると思います。この件に関する資料展示は、エントランスで取り組みます。図書館の中では、おはなし会だけではなく、活用するように、中央図書館と検討したいと思います。

先ほども説明しましたが、こちらの事務事業は3月までの段階で各担当課が計画した事業で、これから2年3年とたつ中で、加わってくるもの、新規で事業実施するものも入ってくるかと思っています。そういった中に反

映できるようにしたいと考えます。

それから、226番に関連してですが、「アルプちゃんといのちちゃん」は命を大切にするという内容ですので、「みんな大事」の紙芝居とあわせて、5月3日のこどもまつりで、こころの鈴相談員が中心になって読み聞かせをするブースを設けました。

この絵本、ご覧になっていない方もいらっしゃると思いますが、持ってきていなくてすみません。その時にも、そのデータを引き延ばして、紙芝居にして上演しております。権利に関連する本等は、合わせて紹介をしていきたいと考えています。

また、これは確かに5年間の中での計画ですが、すでに他の自治体でも権利に伴う本を作っておりますので、そういった先行の自治体の方を参考にさせていただいて、いま頂戴したように、本の専門家の方などに、ご協力いただければなおありがたいと思います。

それから225番226番ですけども、出前講座で生涯学習課が窓口でやっておりますが、それだけではなく、育成課の方から「こころの鈴」相談員もいますし、擁護委員の先生方も学校等にぜひ行って話していきたいと言って下さっているのです、そういった中で実施をしていきたいと思っています。

この回数の4回ですが、擁護委員さんをお願いできればと思っております、その中では擁護委員さんもお忙しいので、現在は年間4回を目標に考えているところです。

それから226番ですが、専門知識のある民間団体等については、実は情報収集をさせていただいているところです。

第1回、2年前の最初の会議にご出席いただいた民間の団体のCAPと連携をとりたいと提案をさせていただいた経過があります。

ですが、CAPだけではなく、子どもたちに命の大切さなどについて考えられる団体とは連携をとっていききたいと考えておりますので、委員さんのグループあるいはほかの団体さんにもご協力いただけたらと考えております。

ここも回数が4回となっておりますが、これも実はCAPを想定した回数となっております。

実はCAPは予算や経費をきちんと盛っていかなければいけないということで、年間4回、学校だと4校、実施出来ればということで、設定しております。すみません、全部についてお答えになってないかもしれませんが、以上になります。

委員 学校に関しては、トライアルエコスクール事業というのがありましたよね。環境教育団体さんの一覧が学校に紹介されて、そこから学校がメニューを選んで依頼する事業です。それと同じような形で、トライアルエコスクールの命の分野みたいところで、数団体選べるような状況になれば、人権教育に関わって、学校としても多様なメニューの中から選べるのではないですか？

もう一つは、学校サポート事業というのがございますが、まだまだ活用がなされていない部分もあって、育成課の方の予算でなくても、学校サポートやトライアルエコスクールなどをうまく活用して、人権教育等と絡めて、市から連携できることを評価いただいた民間団体と連携するというのも、情報収集の段階で探してほしいという意見です。

委員 どこかで説明していただいているかもしれませんが、今の各項目ですが、平成25年実施量と平成31年目標事業量というのは、平成26年と27年を書いているのらわかりますが、なぜ25年度と31年度という内容で書かれているのか、私にはわからないので、その読み方も含めてご説明ください。去年と今年ということだとつながってわかりますが、そこがわからなくなっています。

事務局 申し訳ありません、この推進計画は26年度から31年度までの5年間の計画になっています。31年度は最終年なので、最終年の目標をこちらに記載しております。26年度の事業量については、各担当課にこれから照会をかけるところでして、次回になるか秋くらいになります。26年度のご報告が出来ると思います。それには、それぞれの実施回数や配布冊数等の実績数が入ることになります。

議長 上の部分はこれまでの実績の目安と考えて、下の方はこの計画の最終年度までにやることです。そういうことで理解すればよいですね。だから、上の平成25年度実施量等というのは、目安としてこれまでこういうふうにやれてますということですね。

委員 そうしましたら、さっきの226番は、平成25年度の実施事業量と実施準備という言葉とそれから講座数4回というのは、どういう状況をどういうふうに表示しているのか、ちょっとわかりません。理解ができません。

事務局 226で言いますと、実施準備と書いてありますが、先にも申し上げましたが、未実施です。実施をしていないということです。25年度は、民間団体さん等と連携をとった学習支援の事業には取り組んでおりません。ただ、検討はしておりますので、実施準備という形で、25年度は記載しております。今後ですね、豊嶋委員さんからもご意見がありましたように、いろいろな団体さんとの連携を図るように、事務事業で、具体的な内容を検討しまして、年間4回は民間の団体さんとの講座を、5年後ですが、この回数が少ないというご意見があったらいただきたいのですが、少なくとも4回は、実施をしたいということです。

議長 4回程度は定着させていきたいということですね

事務局 そうです

議長 それが相応しいかどうかは、来年ここで検証するということになります。4回よりはもう少しとか、こういう風にした方が良くとか、これはどこまで効果があるのかということについては、来年の話です。これは4回の予算をとったということですよ。

事務局 取りたいということです。5年後には。実は27年度も、当初の計画ではあったのですが、予算を取ることが出来ませんでした。

議長 そうすると、ご指摘の通り分かりにくいということですね。今年度どうするかということはあった方が良いでしょう。

事務局 そうですね。今年度どうするかということが、先ほどの説明に入っていないといけないでした。

議長 そうしないと、皆さんが今年度の事業評価が出来ないですね。今年度どうするかというのがなくて、事業評価出来ないでしょう。なので、たとえば、26Pの226、86のところ、今年度は無しという風にするとか何かしない限り、もし、今年度の事業評価をするのであれば、そういうのは入れておかないとわからない。それ

はまたあとで良い。

この計画だと図書館は資料を収集し活用するというので、イメージとしては、子どもの命や権利に関わるものを収集すると同時に、一定のコーナーを設けて、子どもや市民の人たちが使いやすくするという事です。もちろん図書館の管理方針がありますから、そこまでこうしろと口を出すつもりはないし、それは図書館の自由はとても大切だから、そこまでは言いませんが、少なくともこの計画だと、交流して、コーナーでより良く子どもや市民の皆さんに読んでもらうための便宜を図る。それについてどうするかということが見えなかったから、私も気になりました。

それから、民間団体は積極的に活用した方が良くて、CAPも、その地域のCAPのレベルとか、担当者の問題とかいろいろあると思うけれど、CAPプログラムをいじめの問題と絡めて、同流して成果を挙げているところはたくさんある。必ずしもCAPだけが良いという問題ではないですけどね。

積極的に民間団体を活用するという事は、ある意味、行政が民間団体を育てるというくらいの側面も必要で、逆に民間団体は行政の内容とか視点とか、より進展させるという両方の関係があります。

より積極的にウィングを広げて、徐々に、いっぺんにすべての団体と連携することはない、ここだったら信頼に足り得るという関係を作っていけないといけないと思います。

もっと民間団体を、こういう計画で活用すること、先ほどの「はぐルッポ」も、一番最初の計画だと、居場所のところとか、「はぐルッポ」を一つのモデルにしていれているくらいだから、もっと積極的に民間団体を巻き込んでやっていくという風な意識はもっと持ってもいいと思います。

他にいかがでしょうか、どうぞ。

委員 いまに関係することですが、私は民間ではなくて、法務局の関係の人間のことをやっております、実際、昨年度も今年度も、児童センターや保育園に啓発活動に行く予定であります。その辺あたりにおきましても、市とどのような関係をとっていったらいいのか、私どもからすると、一緒にお互いに話し合いながら子どもたちに啓発していけたらなと思っております。

人権ですが、216番のところで、ポスターのことですが、去年、一昨年と2年間、人権ポスターの展覧会に関係しています。実際に子どもたちや先生方の現場の労を考えると、色々なことを要求するのも大変なんですけど、ポスターに限っては、出来たら、ただ描くだけではなくて、どんな意図でポスターを作ったかという、子どもなりに何か一言二言添える感じで応募出来たら良いと思います。

そういうことを要求すると、みな重すぎて減ってしまうということも考えられるのですが、実際にポスターをみても、絵と言葉に子どもたちの訴えるものはありますけれども、ちょっとその下に作者のこんな思いで描きました、というような一言が添えてあると、見ていただく方たちにも訴えるものがある気がしますので、これは、人権男女共生課でしょうか。

議長 これは人権擁護委員とやっているものですね、「人権ポスター」も「人権教室」も「人権の花」もやっているでしょう。

委員 「人権の花」もやっています。これは、法務局関係ですね

議長 人権擁護委員と法務局で、「人権の花」「人権教室」「人権作文」「人権ポスター」やっているとします。

だから、それは、委員さんが行政に注文というよりも、人権擁護委員から法務局とこういうふうに行行政と教育委員会とやっていきたいと思いますというふうにしてみたらいかがですか。ずっと法務省の人たちにも擁護委員の

人たちにも言ってるのですが、実際に年度初めに、擁護委員と教育委員会と校長会と地域の人と、1回でいいから、この年にこういう形で、結局花も作文も教室もポスターも、実は連動してなくてそれぞれバラバラなのです。みな良い活動なのですけれど、それぞれ目的があって、そのことが教育とか地域とかに連動していないから、「人権作文」も作文だけになっていて、それを道德の教材にして、より工夫するとか、たとえば「人権教室」の時に擁護委員の人を使って、いろいろやるとかいうふうに、もっと連動出来るはずですよ。

これは、行政というよりは擁護委員の人とか地方法務局の人とかが、もっとそういうことを積極的にやるようにと法務省の人権のところに行ったのですが。

実際には法務局と教育委員会と校長会と地域の人で、年に1回一番最初にやると、トータルなものになってきます。それが結構人権の花もなかなか良いです。地域の取り組みになってるし、学校が教育して人権教室とか人権作文とかいろいろやっているのですが、それが上手く連動していないのです。

それはもうぜひ、委員さん呼びかけてやってください。

委員 実際は、SOSのミニレターを、法務局とすれば、いつも10月の末から12月にかけて、子どもたちに渡しています。ところが、その期間だけじゃないだろうと、年間通して子どもには悩みがあるのだよ、だから、その子どもたちにどう対応していこうってことになったら、4月から常に学校には設置しましょうということで、いま、各学校へ訪問して、ミニレターを置かせていただいております。それもいま、「心の鈴」の問題もそうですし、法務局の関係のSOSのミニレターも同じです。子どもにとってはどこに行こうと、この僕の今の悩みが解決できることが一番大事ですからそういう意味では、市も法務局の関係もやっぱり先生のおっしゃる通り、横の連携をとりながら、進めていかなければならないですね。

議長 ぜひぜひ 本当に擁護委員は、学校に入って人権教室とかいうのをやりながら、一緒にいじめの問題に取り組んでいくということも、やってるところが結構あるので、昔みたいに名誉職ではないので、すごく良い役割を果たせると思います。ぜひとも連携をして、お願い出来ればと思います。

委員 今のですが、ポスターもそうですし、作文もですが、割と大人の都合で子どもを利用するというのがすごく多くて、先生にもお聞きしたいのですが、こんなに一杯絵を描け作文を書け何をしろってきて、それはすごい大変だと思って、子どもたちの学習に上手く利用して、桜の絵を描きましょうっていうのならまだ良いですが、やたらとくる、それを学校が選別しているのか一杯あるのですが、大人の都合で子どもたちを利用しているところがすごいあって、僕たち描きたいよって子どもから出てきたものではないことがとても多い。

そこらへんを、やっぱり考えていかななくてはいけないのではないかと思います。やることは良いのかもしれませんが、それを先生方に聞きたいです。

議長 悩んでいると思いますけど、学校に対する要請って山ほどありましたよね

委員 はい、私のところはですね、前に勤めていたところもそうだったが、大体夏休み前に、ポスターの募集だとか、作文の募集だとかあって、締切が8月の末日だとか、9月に入ってのものが多いいものですから、夏休みの宿題で出します。いま、学校にこれだけ募集がきていると、それで子どもたちは、その中から、自分が一つくらい選んで描きましょうと。そういう、子どもたちに選択させている形になるから、多いですね、小学校の場合は。それで、夏休みの宿題という形で出すので、あまり子どもが負担になってもいけないので、たとえばポスター、作文と、募集が来る中から、自分のやりたいと思うもの、描きたいもの、作文であろうがポスタ

一であろうが、何点来ようが一つを選んで形にしている学校が多いと思います。

議長 はい、でも、委員さんが言ったことはすごく重要で、大人が良かれと思って子どもにやるのが本当に子どもにとって良いのか、という問題は、この条例を作る段階からずっとあって、結構主体という言葉が条例はつかっていますが、大人が考える主体じゃなくて、子ども自身が主体となって、やっていけるという部分が基本なので、今のように子どもたちが選択できるとか、選択の余地があって、自分たちがやりたいとか、やろうとすることをやるということが、すごく良いことだと思います。

問題は、先ほども言ったように、そのことを使って、前に議論したのは、人権作文を使って、法務大臣賞とか〇〇大臣賞とかありましたが、そうではなくて、採用されなかった中にもすごく良い素材があることがある。

自分たちの仲間が描いたものとか、そういうものを使って、いじめの問題を考えたり、友達関係のことを考えたりとかいうような、自分たちのところから教材をついていうのはすごく良い。そういう意味で人権の部分はそういう素材がたくさん出来る。せっかくやったら、活用するのが良いと思っています。

他にいかがですか。

委員 はい。道徳教育の充実というのが、78にあります、今までも道徳というのは学校で行われてきて、これから教科になるかもしれないという一番難しい時期で、学校「道徳教育の充実」ってひとことですごくまとまっているように聞こえるが、よくわからないので、そのあたりを教えてください。

議長 これは私も指導課に聞いたかったのは、道徳教育の充実と学校人権教育の推進というのは、どういう関係にありますか？ということと、80番と81番の関係も、児童生徒の人権教室と子どもの権利の授業という 80番は法務局がやる部分で、81番は市が作ったパンフレットというようですけど、そことの関係といますか、両方知りたいと思っています。

特に、道徳の特別教科化は、学校も相当戸惑うと思います。そもそも現場が望んでいることではないので、それを国が押し付けるという状況の中で、道徳の特別教科化というのがある。

この委員会ですべて言っていますように、今の政策って、本当に現場が望んで求めていること以上に、国が求めていることを現場に押し付けることがあるので、逆に自治体のところで、子どもにとって良くないことをはねのけることが出来ないと、本当に子どもたちにとって大変なことになる状況が生まれるので。

すべては道徳教育の充実と、78番と79番の関係をどういう風に考えていくかということを含めて少し教えてもらえますか？

事務局 そうですね、関係ってなかなか難しいですが、道徳も人権教育も学校の中では、今までずっと全教育活動を通じて行われるべきものだという認識でいますので、道徳はもちろん道徳の時間ではありますが、それだけではなくて、学活から授業のなかでもそうだし、休み時間もそう捉えてきています。

ですので、教科化に向けては現場も私たちも、危惧することがたくさんあることは確かで、教科をどうするかということが、今一番大きな問題になってきています。

そこら辺は、私たちも現場と相談しながらいかなければならないと思っています。

それで、関係っていうと難しいですが、人権教育っていうとても広い中に、道徳的な価値っていうものは、当然あるものだと思っています。

どちらも相互に関係しあって、良い効果を生み出すものではあるかと思っています。

ただ、人権教育も全教育活動の中で行われてきたのではあるけれど、比較的学校の現場からすると、割合集

中月間などを設けてやることが多いので、ずっと行っているものではないかもしれませんが、どちらも、日々学校教育の中ではずっと行われるべきものであると思います。

80と81の関係は、会長がさっき言っていたことかと思いますが、特に81番のところは、現場の学校からのアンケートにもあるように、なかなか取り組みについては、差があつて、先ほど出ていた、全学年で全ページを、というのはなかなか難しいので、そこら辺は工夫した取り組みが必要になってくるし、さっきおはなしの出た、ホームページ上に、それぞれの学年に応じた取り組みの実例が出るようになれば、現場としてはとても取り組みやすくなると思います。

議長 ありがとうございます。この委員会では結構、こんにちの道德教育の基本は人権教育だという、人権感覚をきちんと身に着けられなければ、道徳的な関係とか決まりのあるものにならないのではないかとということで、もう少し現場でも、道德教育と人権教育を別々の問題にするのではなくて、その関係というものをもっと掘り下げた方が良いでしょう。実践例には良いものが沢山あるので。

もう一つは、人権と子どもの権利といったときに、子ども期の人権教育というのは、たとえば、子どもの権利というものを、ちゃんと基本におかないと、人権というのは非常に遠いものになってしまうのではないかと、この委員会では議論することが多かったです。

子どもの権利というものを全教育の基本におくと、やる側、大人とか教師に痛みを伴います。なぜならやる側が人権侵害をしている可能性があるから。

でも、子どもたちはそこで一方的に大人を、教師を追及するとかで終わらないですよ。

なぜそうなったのか、どうしたらよいのかまで考える力、解決の力を持っているので、もっと子どもたちを信頼してやっていこうという、人権にしても、人権教室にしても、いじめの問題がいろいろ出ます。まさしく、人権に関わるもっとも中心的なテーマです。

もう少し相互関連にしたほうが授業としても展開するのじゃないかというのが、この委員会の議論から言えるのではないですかね。ご検討ください。

どちらにしても、こういう条例についても子どもの権利についても、グローバルスタンダードの「子どもの権利条約」にしても学校を通じて知ることが一番多いですね。市が他のところで広報物でいくらやったとしても、学校のところで知ることが一番多いし、保護者もそうです。どうしても学校を通じてとなるので。

こんにちこれからの、21世紀の社会を子どもたちは、人権感覚を持つ、自分を大切にすし、他人を自分と同じように尊敬し大切にす関係を作っていくという、最も基本的な部分になると思いますので、ぜひ学校でも、これまでやってることは沢山あるので、そこをちゃんと、それは子どもの権利に結び付く、条例に結び付くという認識を教師が持つと、それは子どもにも伝わる。

この委員会ですつと云ってるのは、学校でやってない訳ではない、いろいろな子どもの権利にかかわること、人権に関わることをやっている、そのことがバラバラになっている。

子どもの権利条例は子どもの権利条例、自分たちがやっている人権尊重は尊重とかいう風になっている。もっと関連させていく。道徳の問題でもそうですが、人権の問題もいろいろな取り組みをお願いしている、そういうのをちゃんと関連付けると同時に、意識するし、共有する。

出来てない部分を確認するのではなくて、出来ている部分を確認する。そういう形で積み上げていければと思います。

そういう議論を結構、この委員会は学校のことを出しますが、それだけ期待も大きいと思います。

他にありますか、はいどうぞ

委員 学校を通じてということに関係しますが、松本の子どもスマイル運動ですけど、端的に言ってこれは、子どもに笑顔で話しかけましょうという運動だと思いますが、学校とか家庭で教えているのは、知らない人に声かけられたら気をつけろということです。

まったく反対のことなので、これはどうしたら良いかという、やっぱり校長先生とか教頭先生とか、学校で、自分でつけていけば、先生がつけているからこの人は安心だとか、そういうことにつながっていくと思います。

部長 例えば、地域の中では、安協の方も付けてくださっています。朝、子どもたちの見守りの時につけてくださっているの、こうした実践から広がればと考えています。

議長 学校の先生からすると、つけている人とつけていない人と、信頼できる出来ないを教えられるかっていうと、なかなか厳しい。つけていけば安心かっていうこともどうか、必ずしもそうじゃない。難しいところだ。小さいところから積み上げていって、子どもたちが判断する力をつけること。最終的に我々は、子どもたち自身にそういう力をつけていきたい、というのがある。学校を通じての広報というのは重要なことですし、教育・啓発活動というのも重要ですね。引き続き進めていただきたい。

後なければ、最後の議題に入ります。

事務局のほうで、庁内の調整推進会議及び幹事会がありますよね、そこで一度、広報について時間をとって議論していただきたい。ここにもありますように、市の広報松本で、おそらく虐待の取り組みのときにも、子どもの人権の問題を広報しているはず。

それぞれのところで、どの時期にどんな広報をしているのかということを含めて出し合って、より効果的な時期とかタイミングとか広報の内容とか、一度広報戦略会議を開いてもらう。

調整推進会議の中の一つに入れてほしい。

それぞれがそれぞれに一定のお金を使って結構広報をやっている、それが必ずしも戦略的になっていない市からすると年間大体こんな広報になっていますということをやってもらいたい。

今日は、白山市の資料を持ってきました。これが白山市の各学校に必ず一つのパートに置かれています。

条例とかパンフレットとかDVDとか解説とか行動計画とか、担当者が教師で必ず見られる。

白山市は文科省のお金を300万くらい使って子どもの権利のビデオを作った、そういうことをやっているところもある。

それからある自治体では、こういうパンフレットをどうするかということと、教師用の指導資料をどうするかということについて、いわゆる専門家と校長会、現場の教師、教職員組合、担当部署が協議会を開いて作っている。さきほど絵本とか紙芝居とか、作り方の問題もありましたが、作り方も、最低子どもたちの意見を、何らかの形で聞きます。物を作ったり、実際に作るプロセス自身が重要なプロセスですので、そういう意味でやっていただけたらと思います。

委員 白山市が作った300万のビデオってものは、よそでも借りてみることは出来ますか？

議長 もう2、3年前のことなので、必要であればお貸しします。最後に振り返りといいますか、第2期に向けて何か。

委員 自由に意見が言える雰囲気良かった。検証の進め方で、テーマごとにやってきましたが、それが皆に

はどうだったのか気になります。

委員 公募委員で入ったから、自分のやってきたことは置いてと思ったのですが、そういう意味では、どこに自分の軸足を置いてよいかわからなかった。サポートで参加したかったが、勉強しただけで終わってしまったが、すごく勉強になった。

委員 条例づくりから携わっていますが、自分としては地域の中で一緒にやれるようなことを、やっていこうと思って、今まで中学生とのかかわりが全くなかったが、たまたまこの3月にそれを少しずつ始めたこととか、公民館の事業の中で、数学合宿という取り組みが始まっています。地域の中で、自分なりに頑張っていこうと思います。

ただ、公民館とか児童センターとか、本人について指導していくうえで、連続ごとになることをどうやって進めたらよいか、もっと広くあると色々なところで進められると思う。

積極的にやる人と、どうやってよいかわからない人といるので、公民館でも児童センターでも、取り組みの見本を市が示してほしいと感じました。

委員 「はぐルッポ」から感じたことは、ここにとても影響していると思う。

たとえば不登校だけでも、ただ学校へ行かれないだけではなくて、家庭環境であり夫婦仲であり、離婚であり、虐待であり、いじめであり、ものすごく色々なことが沢山影響していて、ただ不登校っていうだけではすまない。

そこを来ている子たちと話したり、親と話したりして、もっと別のところへ繋げていかななくてはいけないと思うと、いろんなところと関係を持たなくてはいけない、関係が出来るような組織を作っていけないと感じて、「子どもにやさしいまちづくり」っていうのは、本当に関係作りが一番良いところじゃなかったかと、まだまだなんですけど、そういうことの出来る委員会だと、これからも子どもと繋げていくこと、町内の子どもと教育委員会とっていうことがありますけれども、そういうのが本当につながって、子どもにとっては、どこがやろうと、子ども部がやろうと教育委員会がやろうと、人権なんかやろうと関係ないのだったというところで何か上手くつながっていければと強く感じました。

議長 委員会の進め方とか良いですか？

委員 はい。

委員 他の委員さんもおっしゃったとおり、自由に意見が言える雰囲気だと思いましたが、実現の可能性を考えると、発言をしたかな？という自分自身の反省もあります。

先ほども言いましたが、やっぱり縦割りというか、それぞれで良い取り組みをしているが、繋がれない難しさを感じていますが、少しずつ目に見えて、私は児童センターにお勤めさせてもらってますが、現場にいても、ちょっとずつ子どもの権利という言葉を見聞きするようになったことは、条例が出来た大きな進歩で、学校現場でもそうだろうな、と拝察しています。

松本では地域づくりも進む中で、地域や民間が、学校や子どもたちをどうサポートしていくかってところも、合わせてまちづくりが進んでいくと良いと期待をしているので、目をあげれば、先ほどの学校サポート事業、公民館、トライアルエコスクール、それぞれの課ごとでなくて、横断的に学校をサポートできる仕組み、子ど

もたちをサポートできる仕組みが出来ると良いと期待をしたいと思います。

2点付け加えます。

1点目は、このあいだ仲間が、多分子どもまつりで子どもの権利の紙芝居を観て、図書館で借りられるようにぜひして欲しいと言っていました。

各分館にも置いてほしいと言っていました。先生たちが作ったということを知って、うれしかったと話していました。

それから、松本では学びのみやこ「学都」というのを推進していて、

学都の推進協議会の方に所属しています。そちらで、今年は語り場的なものを考えていて、出来れば「子ども未来委員会」さんが話し合う場を、大人も子どもも一緒に話す場を子どもが主導することを企画出来ないかと、今年度考えています。

委員 勉強させていただきました。私も途中から入ったので、私は普段、障がい福祉課の関係と、小さい子の関係と、今回中間の話を初めて聞いて、ただ夢中で参加していました。意見も言えませんでした。皆さんが本当に真剣で、子どもたちを良くしていこうと会議をしているのを尊敬します。私は普段、高齢者の方と赤ちゃんなどが主な対象で、その中間の部分であったので、ただ夢中で自分自身の勉強をさせていただいた。

普段の活動の中で、広報していきたい。

委員 育成会の関係をやっているが、このような委員会での話と、地域の中での話が、どうやったらつながっていくかということを考えている。絵にかいた餅にならず、自分たちの生活の一部にしたいと感じている。

議長 今の課題は大きな課題で、いかに日常的な問題にしていくかというのは壮大なチャレンジで、国際的にもはじまったばかり、子どもを主体において子どもの持っている力を発揮し、社会の一員としてやっていくことを大人が一方的でなく子ども主体でやっていくのは、条例や計画ができたからということではなく、こういふとりくみは、子育ての基礎の部分、これまで大人があまりに用意しすぎたことなどが基盤を崩してしまったということがある。松本はもう一度、そこをまち全体で、子どもの力を借りながら作り直していこうというのは壮大なチャレンジなので、ぜひみなさん引き続きやっつけられればと思います。

第1期は条例を理解したり、具体化する計画をやったりと大変な第1期だったと感じているが、一定の成果を上げながらのものだったと思う。ありがとうございました。